

養老町第三回定例会会議録

平成二十八年第三回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に召集されたので会議を開いた。
その次第は次のとおりである。

○議事日程（平成二十八年九月八日第一日）

日程第一	会議録署名議員の指名	日程第十二	認定第十号	別会計歳入歳出決算認定について
日程第二	会期の決定	日程第十三	認定第十一号	平成二十七年養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第三	諸般の報告	日程第十四	選任第七号	平成二十七年養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第四	平成二十七年養老町一般会計歳入歳出決算認定について	日程第十五	報告第六号	専決処分報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）
日程第五	平成二十七年養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	日程第十六	報告第七号	専決処分報告について（損害賠償の額の決定）
日程第六	平成二十七年養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について	日程第十七	報告第八号	専決処分報告について（養老町住宅新築資金等貸付償還金の返還に関する和解）
日程第七	平成二十七年養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について	日程第十八	報告第九号	専決処分報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）
日程第八	平成二十七年養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について	日程第十九	報告第十号	専決処分報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）
日程第九	平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	日程第二十	承認第七号	専決処分承認について（養老町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例）
日程第十	平成二十七年養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	日程第二十一	議案第五十五号	養老町法定外公物管理条例の一部を改正する条例について
日程第十一	認定第九号			

日程第二十二 議案第五十六号 養老町道路占用料等徴収条例の

一部を改正する条例について

日程第二十三 同意第三号 教育委員会委員の任命同意につ

いて

日程第二十四 同意第四号 教育委員会委員の任命同意につ

いて

日程第二十五 議案第五十七号 町道路線の認定について

日程第二十六 議案第五十八号 町道路線の変更について

日程第二十七 議案第五十九号 平成二十八年年度養老町一般会計

補正予算(第三号)

日程第二十八 議案第六十号 平成二十八年年度養老町国民健康

保険特別会計補正予算(第二

号)

日程第二十九 議案第六十一号 平成二十八年年度養老町介護保険

事業特別会計補正予算(第一

号)

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 吉田太郎

一番 北倉義博

二番 岩永義仁

三番 長澤龍夫

四番 大橋三男

五番 三田正敏

六番 吉田太郎

七番 早崎百合子

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次の
とおりである。

○欠席議員

なし

八番 野村永一

九番 田中敏弘

十番 松永民夫

十一番 林輝見

十二番 青山貞一

十三番 水谷久美子

町長 大橋孝

副町長 長谷川悟

教育長 並河清次

総務部長兼
総務課長 田中信行

企画政策課長 川地憲元

総務部
総務課長 渡邊章博

総務部
総務課長 野村博治

住民福祉部
住民福祉課長 高木勉

住民福祉部
住民福祉課長 高橋正人

産業建設部長	佐藤嘉但
産業建設部参事	高木伸一
産業建設部	伊藤幸広
農林振興課長	伊藤幸広
産業建設部企業誘致・商工観光課長	大倉修
産業建設部長	前田勝治
産業建設課長	前田勝治
水道建設部長	桐山一則
水道課長	桐山一則
会計管理者兼会計課長	田中隆
教育委員会事務局局長兼教育総務課長	佐藤昌子
教育委員会議長	久保寺利明
生涯学習課長	久保寺利明
教育委員会スポーツ振興課長	西脇正信
消防総務課長	近藤清隆
消防課長	川添公男

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会議務局長	西脇和信
議会議務局書記	國枝利法

(開会時間 午前九時三十分)

○議長(吉田太郎君) おはようございます。

平成二十八年第三回養老町議会定例会を開催するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行いますので、全員御起立をお願いします。傍聴者の皆さんも、御一緒にお願いいたします。前段を僕が読みますので、後段を皆さんよろしくお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

なお、町広報員の議場への入場及び報道機関に限り、今定例会の傍聴席より写真撮影を許可します。また、議会改革特別委員会によるインターネット録画中継実証実験のため、議場内のビデオ撮影を行います。

ただいまから平成二十八年第三回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(吉田太郎君) 日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、十三番 水谷久美子君、一番 北倉義博君を指名いたします。

○議長(吉田太郎君) 次に、日程第二、会期の決定を議題とします。

ここで、九月二日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 林輝見君。

○議会運営委員長（林 輝見君） 議会運営委員会の報告をいたします。

去る九月二日午前十時より、委員及び正・副議長、並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、平成二十八年第三回養老町議会定例会の日程及び運営についてであります。

まず、会期につきましては、本日、九月八日木曜日から九月二十一日水曜日までの十四日間で、本会議の開会時間は午前九時三十分からと決定しました。

議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、議案の提案説明及び委員会付託、六、町政一般に関する質問、七、議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

一般質問は、議会二日目の九月二十日火曜日に行うことと決定し、発言順序はくじ引きにより、八日木曜日午後四時に行うことに決定いたしました。

次に、審議する議案につきましては、決算認定についてが十件、専決処分の報告についてが五件、専決処分の承認についてが一件、条例の一部改正についてが二件、人事案件についてが二件、町道路線の認定等についてが二件、補正予算についてが三件、以上、合計二十五件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第四、平成二十七年養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第十三、平成二十七年養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの十議案は、議会初日に一括上程し、提案説明を受けて総括質疑後、日程第十四にて決算特別委員会の設置を議題と

し、設置の議決後、委員を選任し、この議案を付託して審査願うこと。また、この決算特別委員会には地方自治法第九十八条第一項の権限を委任することとし、議会最終日に委員長より報告を受け、委員長への質疑後、討論を経て採決すること。

次に、日程第十五、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）から日程第十九、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）までの五議案は、地方自治法第八十条第二項の規定による報告でありますので、議会初日に一括上程し、報告のみを受けること。

次に、日程第二十、専決処分の承認について（養老町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例）については、議会初日に上程後、提案説明を受け、質疑・討論を行い、採決を行うこと。

次に、日程第二十一、養老町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてと、日程第二十二、養老町道路路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についての二議案は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、議会最終日に質疑・討論を行い、採決すること。

次に、日程第二十三、教育委員会委員の任命同意についてと、日程第二十四、教育委員会委員の任命同意についての二議案は、議会初日に上程後、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略し、採決すること。

次に、日程第二十五、町道路線の認定についてと、日程第二十六、町道路線の変更についての二議案は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、議会最終日に質疑・討論を行い、採決すること。

次に、日程第二十七、平成二十八年養老町一般会計補正予算

(第三号)から日程第二十九、平成二十八年度養老町介護保険事業特別会計補正予算(第一号)までの三議案は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明のみを受け、議会最終日に質疑・討論を経て採決すること。

なお、審査を付託する決算特別委員会は、九月九日金曜日及び十二日月曜日の二日間とし、両日とも午前十時より開催されるよう要請すること。

次に、これまでに議長宛てに二件の意見書の議決を求める陳情書の提出があり、当委員会で審査した結果、福祉・保育人材確保対策に関する陳情については、継続して検討が必要であるとの意見により議長預かりとし、学習指導要領改訂に伴う意見書につきましては、情勢が刻々と変化しており、慎重に見きわめる必要があるとの意見により、今定例会では議長預かりとするが、十二月定例会の議会運営委員会において再度審査すること。

以上のように決定いたしました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長(吉田太郎君) 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日、九月八日から九月二十一日までの十四日間にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(吉田太郎君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日、九月八日から九月二十一日までの十四日間と決定いたしました。

○議長(吉田太郎君) 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十八年度六月及び七月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

大橋町長。

○町長(大橋 孝君) 改めまして、皆さんおはようございます。

皆さん方におかれましては、何かとお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

また本日は、気になる台風十三号、影響が大変気になるところではございましたけれども、今のところ本地域においては何事もないようでございます。皆様方も気をもまれたことと思いますけれども、そんな中で八月の二十八日に、防災訓練を行わせていただきました。皆様方にもお忙しい中を御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

昨今、本日に災害列島と言われるくらい、さまざまな地域で災害が起きているところでございますけれども、本当に幸いにしてという言葉だと思えますが、我が町におきましてはまだそのような大きな災害がないわけでございますけれども、こういった防災訓練を重ね、また、地元の皆様方と災害についての話し合いを重ねて、いつ来ても本当におかしくない現況の中で、対応をしていきたいというふうに考えております。今後とも皆様方のお力をよろしくお願い申し上げます。

本日は、二十五の議案を御審議いただくことになっております。

二十七年年度の決算も審査をしていただきます。どうか慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、今回上程を予定しております条例の一部改正については、過去に法令改正されたときに行うべき条例の改正漏れというものがございました。今回あわせて改正を行わせていただきますけれども、このことについては本来に大変申しわけなく、この場をお借りしておわびを申し上げたいと思います。今後このようなことがないよう十分に注意を払ってまいりたいと思います。どうかよろしくお願いを申し上げます、冒頭の挨拶とさせていただきます。

皆さん方には大変御苦労さまでございます。

○議長（吉田太郎君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第四、認定第二号から日程第十三、認定第十一号までの十議案は、本日は一括議題として上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第四、認定第二号 平成二十七年養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第十三、認定第十一号 平成二十七年養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの十議案を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました認定第二号 平成二十七年養老町一般会計歳入歳出決算認定から認定第十一号 平成二十七年養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、その概要を順次説明をさせていただきます。

初めに、十一ページの一般会計歳入歳出決算についてでございます。

ます。

歳入総額百一億八千七百二十九万七千円、歳出総額百八億七千三百九十二万一千円で、歳入歳出差し引き三億一千三百三十七万六千円となっておりますが、このうち翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きしますと、実質収支は三億七千八百一十一万六千円となりました。歳入の合計は、前年度に比べて五億六千八十三万一千円の増でございます。

歳入のうち、町税につきましては、景気の回復等の影響は見られず、個人・法人町民税とも減収となり、町税全体では、対前年度比一億六百九十万一千円、三・〇％減の三十四億四千二百三十七万七千円となりました。

次に、地方消費税交付金につきましては、社会保障財源分が大幅に増加したことにより、対前年度比二億二千三百四十七万二千円、六八・七二％増の五億四千八百六十六万八千円となりました。次に、国庫支出金につきましては、社会資本整備交付金、繰越明許分でございますが、それから緊急消防援助隊設備整備費補助金、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金など、二億五千三百八十一万一千円、二一・一三％増の十一億七千七百三十一万五千円となりました。

また、地方債につきましては、普通建設事業費の増に伴います町債発行額の増によりまして、対前年度比六千二百六十万円、六・〇三％増の十一億五十万円となりました。

次に、調定額のうち三千八百七十六万六千円を不納欠損処分しましたが、このうち町税については二千七百五十七万二千円、前年度に比べて三百三十万九千円の減でございますが、全体としては、新たに住宅使用料を不納欠損した分がございまして、前年度に比べて七百八十六万六千円の増でございます。

また、収入未済額につきましては、町税、使用料などで、四億四千七百三十二万三千円でございます。そのうち町税が三億七千三百二十九万七千円で、前年度に比べて五百二十八万八千円の増額となっております。財源の確保と公平性の見地から、徴収体制の強化に努めていかなければならないと考えております。

次に、歳出の合計については六億一千九百六十八万八千円の増となりました。

目的別に構成比の高い経費から見ますと、民生費三十三億七千八百八十九万九千円、構成比三一・一％。教育費十四億六千五百二十万円、一三・五％。衛生費十二億八百三十六万二千円、一一・一％となっております。

また、事業費の大きいものとして、消防施設等維持管理事業、中学校校舎等施設整備事業、スマートインターチェンジ建設事業、これは繰越明許分などでございます。

以上が、一般会計決算の概要でございます。

次に、百四ページの国民健康保険特別会計についてでございますが、歳入総額四十二億二千九百二十万一千円、歳出総額四十二億二千八百六十五万九千円。歳入歳出差引額が三十六万二千円となりました。

歳入については、療養給付費等の増加に伴い、国・県支出金の増額等により三億四千七百七十五万五千円の増となりました。また、国民健康保険税については六億九千四万二千円となり、前年度に比べ五千五百五十六万二千円の減となりました。それから、不納欠損額が三千百四十七万一千円、収入未済額が二億七千二百四十九万五千円となっております。町税と同様に、できるだけ少なくなるように進めてまいりたいと思っております。

歳出については、医療費の増加に伴い、保険給付費、共同事業

拠出金等の支出が増加しており、五億三千四百七十五万五千円の増となり、基金の繰り入れを行っております。

次に、百二十七ページの簡易水道特別会計でございますが、歳入総額二千四百一十一万三千円、歳出総額千百十三万八千円、歳出差引額千二百七十五万五千円となりました。

歳入については、前年度とほぼ同額でございますが、歳出については、工事請負費の減額等により、前年度に比べて六百三十八万五千円の減となりました。

次に、百三十六ページの食肉事業センター特別会計でございます。歳入総額一億五千三百四十四万五千円、歳出総額一億四千三百二十六万九千円。歳入歳出差引額一千七十六万六千円となりました。

歳入については二千九百三十万二千円の減で、歳入のうち、事業収入については八千五十六万一千円で、前年度に比べて三千六百一十一万二千円の減となりました。

歳出については二千六百八十六万一千円の減となりました。

次に、百四十九ページの住宅新築資金等貸付特別会計でございます。歳入総額六千八百八十八万三千円、歳出総額千四百二十四万八千円。歳入歳出差引額四千七百六十三万五千円となり、主に貸付金の元利収入をもって公債費の償還を行っているものであり、法的措置についても順次進めております。

次に、百五十八ページの公共下水道事業特別会計でございます。歳入総額三億四千四百二十五万九千円、歳出総額三億三千五百六十五万四千円。歳入歳出差引額八百六十万五千円となりました。

歳入については、三百四十四万六千円の増となり、歳入のうち、下水道使用料は九千九百八十五万三千円で、また、不納欠損額は二十七万円、収入未済額は千七百二十八万三千円でございます。

歳出については、処理場管理費の増額により、前年度に比べて四百七十四万七千円の増となりました。

次に、百七十一ページの農業集落排水事業特別会計でございます。歳入総額二千八百四十四万六千円、歳出総額二千七百四十万六千円、歳入歳出差引額百四万円となり、前年度とほぼ同額となりました。

歳入のうち、農業集落排水使用料は七百十九万三千円で、不納欠損額は八万九千円、収入未済額は六十万四千円でございます。

次に、百八十ページの介護保険事業特別会計でございます。歳入総額二十五億九千五百十九万八千円、歳出総額二十四億五千七百二十五万七千円、歳入歳出差引額一億三千七百九十四万一千円となりました。

歳入の合計は、前年度に比べて一億六百八十三万円の増でございます。歳入のうち、介護保険料は五億五千六百五十七万七千円で、九千八百六十三万円の増でございます。また、不納欠損額は五百六十五万九千円で、収入未済額は千五百三十二万二千円でございます。

歳出は、前年度に比べて一億四百二十九万四千円の増となり、歳出のうち、保険給付費が八千八百九十万七千円の増で二十三億三千三百七十一万七千円となりました。

次に、二百三ページの介護サービス事業特別会計でございます。歳入総額千六百六十六万二千円、歳出総額千九十五万九千円、歳入歳出差引額七十万三千円となり、前年度とほぼ同額となりました。

最後に、二百十二ページの後期高齢者医療特別会計でございます。歳入総額二億八千三十三万四千円、歳出総額二億七千九百六十一万七千円、歳入歳出差引額七十一万七千円となりました。

歳入については、前年度に比べて三百四十二万四千円の減とな

り、歳入のうち後期高齢者医療保険料は、前年度に比べて四百九十二万六千円の減の一億八千四百六十四万五千円で、不納欠損額は三十九万九千円、収入未済額は二百十三万八千円でございます。歳出については二百四十一万八千円の増となりました。

以上で、一括上程いただきました認定第二号から認定第十一号までの決算の認定についての概要説明とさせていただきます。一般会計の詳細につきましては、担当部長に補足説明をさせていただきます。十分御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 田中総務部長。

○総務部長兼総務課長（田中信行君） それでは、一般会計歳入歳出決算の補足説明をさせていただきます。

まず、五ページの歳入につきましては、合計で百一億八千七百二十九万六千八百五十三円、前年度に比べて五億六千八百八十三万八千四百九十九円の増でございます。

町税以外の歳入の主なものとしましては、地方交付税二十二億九千四百四十五万六千円、地方消費税交付金五億四千八百六十六万八千円、国庫支出金十一億七千七百三十一万五千円。内訳としましては、社会資本整備総合交付金（繰越明許分）で一億二千九百七十九万一千円、緊急消防援助隊設備整備費補助金六千七百七十一万四千円、地域活性化・地域住民生活等緊急支援助交付金、繰越明許分でございますが、四千七百七十七万四千八百七十九円などがございます。

また、県支出金九億二千六百一十一万四千円。内訳としては、機構集積協力金交付事業補助金一億六千七万九千九百六十六円、多面的機能支払交付金事業補助金八千六百七十九万九千二百六十三円などがございます。

また、土木債二億三千五百五十万円。中学校教育施設環境改善

事業一億三千九百六十万円、臨時財政対策債五億四千五百万円などの地方債十一億五十万円でございます。

次に、基金繰入金についてでございますが、当初予算で財政調整基金、減債基金、まちづくり整備基金などの繰り入れを計上しておりますが、極力取り崩さないことに努め、まちづくり整備基金のみを取り崩しました。

次に、歳入の調定額のうち三千八百七十六万五千七百三十六円を不納欠損処分しておりますが、その内訳につきましては、町税が二千七百五十七万二千八百八十一円、老人ホーム措置費負担金八十二万二千四百円、私立保育園保育料十五万一千円、コミュニティプラント使用料四万七千二百八十九円、住宅使用料九百三十七万九千五百十六円、建物貸付料七十九万三千三百五十円でございます。不納欠損額につきましては、前年度に比べて七百八十六万六千三百六十一円の増でございます。

また、収入未済額につきましては、町税、負担金、使用料、手数料、財産収入で、四億四千七百三十二万三千二百八十八円でございます。そのうち町税が三億七千三百二十九万六千七百十九円で、前年度に比べて五百二十八万七千九百七十円の増となっております。

次に、九ページの歳出でございますが、合計で百八億七千三百九十二万一千四百七十一円となり、前年度に比べて六億一千九百六十八万八千九百十四円の増でございます。

歳出の主なものとしては、消防施設等維持管理事業二億九千百万二千六百十二円、中学校校舎等施設整備事業二億七千八百七十九万九千九百六十円、スマートインターチェンジ建設事業、繰越明許分で二億三千四百八十六万八千八百七十七円、道路新設改良事業一億八千四百二十五万二千二百五十円、機構集積協力金交付

事業一億六千七万九千六百円などでございます。

また、翌年度の繰越額でございますが、繰越明許費繰り越しのみで一億七千五百九十六万円でございます。内訳としましては、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業、広域連携による養老鉄道と近隣観光地の活性化事業、西美濃地域定住促進PR事業、Uターン・イターン就職支援事業、国内・海外観光プロモーション事業、広幡小学校校外壁改修工事でございます。

なお、十一ページの実質収支に関する調書のうち、翌年度へ繰り越すべき財源ということで、繰越明許費繰越額が五百五十六万円となっておりますが、これは一般財源の繰越額でございます。翌年度繰越額一億七千五百九十六万円との差額一億七千四百万円については未収入特定財源として繰り越しております。国及び県支出金が九千五百五十万円、地方債が七千八百九十万円でございます。

次に、普通会計から見た財政指標ですが、経常収支比率については、前年度に比べて三・四％減の八三・六％となりました。これは、経常的な一般財源である町税は減額となったものの、地方消費税交付金、地方交付税などが増額になったことなどによるものでございます。

次に、普通会計の地方債残高は、後年度に地方交付税に算入される臨時財政対策債や普通債が引き続き増加しており、前年度に比べ三億八千四百五十三万四千円増の九十七億二千二百九十五万四千円となりました。

また、健全化判断比率及び資金不足比率についてでございますが、実質公債費比率が対前年度比〇・一％減の八・二％、将来負担比率は〇・二％増の七六・五％となり、指標としては特に問題のない数値となっております。

以上で、一般会計歳入歳出決算の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は決算特別委員会を設置し、その委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくとお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 二点について質疑をいたします。

最初は、協働のまちづくりについてであります。

平成二十二年十二月に、町長就任の挨拶で個人的で価値ある地域社会を実現すべく、町民主導、公平・公正を信条に町民の声に耳を傾け、誠実かつ確実に町長の責務を果たしていくと所信表明をされて、八つの基本プランを掲げ鋭意尽力されているところでございますが、役場組織の機構見直しやオンデマンドバスは実行されています。しかし、未実施項目や実施項目でも効果が目に見える形で成果が得られていないプランもあるかと思っております。

平成二十七年度は、養老町第五次総合計画後期基本計画や、養老町人口ビジョン、「絆を大切にすまちなち養老」創生総合戦略や、チェンジをキーワードに策定されました。しかし、町が住民から意見を募ったパブリックコメント意見公募は五次総も総合戦略も意見は一件も寄せられなかったとのことで、このことは町民主導を掲げられている町長にしてみると、この住民の無関心さ、行政離れに何か手を打たないと、町民とともに協働のまちづくり実現にはよろしくない状況であると思えます。

例えば手法を変えて、公式行事の際にアンケートをとるとか、また、役場のほうから出向いて議論を深めるとか、町民の英知を結集し、全員参加型の政策に持つて行かねばならないと思えます。課題は現在多くあり、次々と発生します。町長の所見を伺います。

二点目としては、町債と繰越金額についてであります。

先ほど総務部長のほうからも説明ございましたように、今年度は町債も当初予算では九億六千六百五十万円と前年度比七・四％の減でしたが、諸事情があつて最終的には十一億五十万円、前年度比プラス六・〇三％というような数字で決算されておりますが、監査委員意見書にもありましたように、町債は毎年増加傾向であり、また、繰越金については逆に減少をしている状況であります。平成二四年度繰り越しでは八億円余りあつたのが、二十七年締めめの決算では三億円余りでございます。いろいろ諸事情はございますけれども、この現状をどのように町長は受けとめ、今後どのように考えていくべきかという、その所見を伺いたいと思えます。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 田中議員の御質問にお答えをさせていただきます。

きたいと思えます。

協働のまちづくり、これは私もやらなければならぬ問題であるというふうなことで、今も鋭意取り組んでいるところではございますけれども、パブリックコメント等、意見がないと非常に残念だというふうには思っております。これは行政側のほうから、協働のまちづくりを説明して行おうとしているわけでございますけれども、やはりこのことは協働というように、住民側も意識を変えていただかなければならないというふうに思っております。

そういった意味で、これから先ほど御提案があつたように、機会を捉えてのアンケートであつたり、役場から出向くといひます

か、職員等が機会を捉えながら住民の方々に根気よく説明をしていく以外にはないのではないかとこのように思っております。今までのように行政主体で行政頼りの部分というものを、今後長く続けられないというこの現実を、住民の方々にも十分御理解をいただくような、そういった説明をしていかなければならないというふうに考えております。

それから二点目の町債、それから繰越金についてでございますけれども、現在一三〇〇年を控えたり、スマートインターチェンジ等、大きな案件がめじろ押しでございます。確かに町債もふえてきております。それから繰越金もそういった多くの事業の中で繰越額が減ったということもございますが、これは将来に対して大きな投資を今しているというふうに御理解をいただきたいというふうに思っております。

詳細についてのことについては、総務部長のほうから返答をさせていただきますけれども、やはり今養老町が変わらなければいっつ変わるのかというような部分に來ていると思えます。一三〇〇年を機会にこの町が変わって、それから百年先も力強く生きていくというまちづくりのために、先行的な投資である程度の出資はやむを得ないというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 田中総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（田中信行君） それでは、田中議員の御質問にお答えいたします。

まず、地方債の関係でございますが、平成二十七年度の状況で申し上げますと、臨時財政対策債については、前年と同額の五億四千五百万、普通債のほうが六千二百六十万円増の五億五千五百五十万円でございます。ただし、普通債につきましては、そのう

ちの九千五百万円が前年度からの繰り越し事業の地方債でございます。残高につきましては、一般会計全体で九十七億三百三十一万円、三億九千二百三十七万一千円の増でございます。

地方債がふえました理由につきましては、普通建設事業が大変多くなっております。スマートインターチェンジ建設事業、消防施設等整備事業、中学校校舎等施設整備事業などの普通建設事業の増加によるものでございます。大きな事業を執行する場合には、一度の負担を軽減するためにも地方債というのがやむを得ないというふうに思っております。

それから、繰越金の減少でございますが、先ほど説明させていただきましたが、一般会計については歳入が五億六千八十三万一千円の増、歳出が六億一千九百六十八万八千円の増ということで、歳入の増のほうが大きくなっております。歳入のうち、一般財源であります地方交付税については九千三百一十萬円の増、また、地方消費税交付金は二億二千三百四十七万二千円の増、また、自動車取得税交付金で一千九百五十一万円の増、地方贈与税でも一千二十六万三千円の増となりましたが、反面、町税については、軽自動車税・入湯税を除き減収となっており、一億六百九十万一千円の減でございます。

また、繰越金のうち純繰越金が三億一千八百九十三万一千円の減ということで、地方交付税などの増加以上に町税等の減額が大きくなっております。また、国・県支出金、それから地方債は増加しておりますが、これは歳出事業の増加に伴うものでございまして、国・県支出金の交付の対象となれば、一般財源は少なくとも済むともいえますが、逆に事業を執行することによって一般財源がふえるというところもございます。

歳出については、先ほど言いましたように六億一千九百六十八

万八千円の増ということ、大きな増額でございますが普通会計の決算で見ますと、人件費、交際費、扶助費などの義務的経費については減少しておりますが、依然高い数字にあります。また、普通建設事業費については、先ほど言いましたスマートインター、消防施設、中学校校舎の整備事業などにより、二億四千九百三万円、これはあくまで普通会計の話ですが、一九・五%の伸びになっております。こういったことにより、繰越金が前年度より減額になっているという状況でございます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 二〇一五年度新年度予算では、改元事業に九千三百九十一万円を計上しました。また、六月補正では二千七百万円近い予算を計上し、地方創生交付金とはいえ、補正の約七割以上を一三〇〇年祭関連に投じました。膨れ上がるこの事業に、議会のみならず町民も非常に懸念をしております。また、近隣自治体では地方創生関連交付金を使い、子育て支援や、小中学校のクーラー設備を進めたり、全教室に設置したとの報告もあります。

来年の本祭では、予算総額の計上が幾らになるのか非常に危惧されます。この点での町長の見解を求め、また、施策の最優先事項をどのようにお考えなのか伺っておきたいと思っております。

二点目は、町民への丁寧な説明をし、風通しのよい行政運営がしたいと、かねがねそういうことを大橋町長は述べられておりますけれども、どのように努力をされ、また、職員にどう指導されたのか伺っておきたいと思っております。

次いで、長谷川副町長には、昨年十二月議会で大きな調整問題

は担当部課のみではなく、組織的な対応が課題解決につながると思っております。この点での二〇一五年度の予算を伴う諸事業をどのように総括されているのか伺いたいと思っております。

また、高木参事には、同議会を着実に進めるには明確なスケジュールを立て、管理し、適正な状態での最終目標を持ち、課題解決への努力を重ねると述べられておりますが、所管されている部局を含め、職員の意識改革への評価を求めたいと思っております。

教育長には、約半世紀ぶりに教育委員会制度が変わり、教育委員がポストがなくなり教育長が常勤の特別職として、昨年九月議会で議決をいたしました。首長と教育委員会の協議機関、総合教育会議の設置で首長の決定権が重視されることを心配しましたが、教育行政の独立性は堅持されているのでしょうか。任期は平成二十七年十月一日から三年間、約一年が制度改正から経過したわけですが、法改正でのメリット・デメリットがあるはずでございます。デメリットがあれば、その補完をしている所見を伺いたいと思っております。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の一番、二番の御質問について、

お答えをさせていただきます。

一三〇〇年事業に多くの金額が投入されているということでございますけれども、これは地方創生総合戦略の中でも一三〇〇年祭を有効にとり行うことによつて養老町の活性化が図られていくと、そういった意味合いでございます。活性化のために投入している先行投資的な金額だというふうにお考えをいただきたいと思っております。この事業が成功裏におさまることによつて、それから養老町の新しいまちづくりで、やがてはこのお金が必ず返ってくると思っております。

先ほど申されましたように、子育て等に他市町では活性化交付金を活用しているというようなことでございますけれども、一三〇〇年事業祭によって町が活性化し、税収が多くなればそういうこともかなうというところでございまして、子育て等は長い時間をかけて手を打たなければなりません。今の人口減少社会の中において、すぐ手を打つべき問題でありますけれども、そこへの直接のカンフル剤というものは無いというふうに思っております。

さまざまな事業をとり行うことよって、この町が活性化し、潤っていくことよってなし得ていく問題だというふうに思っております。その一つが一三〇〇年祭事業でございます。

それともう一つ、二番とも関連をいたしますけれども、先ほど田中議員のほうからも御質問がございました協働のまちづくり、いわゆる住民の皆様方と一緒にこの町を運営していくことが、やがて人口減少社会に歯どめをかけるというふうにも思っております。そのために、やはりおっしゃったように、もっと風通しのよい形で住民との身近な懇談といいますか、そういうものをふやす、また、機会あるごとにそれを捉えていくということが肝心になってきますし、そのためにも住民の皆様方にも意識の変革を求めていく必要があるというふうに考えております。以上です。

○議長（吉田太郎君） 長谷川副町長、答弁。

○副町長（長谷川 悟君） 非常に難しい質問をいただきました、ありがとうございます。

私なりの受けとめ方としては、多分いろいろな町全体を見渡して協力すれば、もっと有効に予算を使えたり、事業を行えたりすることができるとは思いません。そういう視点で副町長としてちゃんと見ていますかというふうなふうに受けとめたんですけれども、経費削減につきましては、私が県にいたときにもかなり厳しいよ

うな状況がございますので、そういった点については最近は厳しく話をするようにしておりますし、複合的な目でもっと事業の展開をとということにつきましては、まだまだ私も勉強不足でこれから努力してまいりたいと考えておりますので、またお気づきの点がございましたらどんどんと御指摘いただければと考えております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 高木産業建設部参事、答弁。

○産業建設部参事（高木伸一君） 水谷議員からの御質問にお答えします。

議員の御質問にありましたように、昨年度の十二月議会において、事業を進めていくには最終目標をしっかりと持って、いつまでに何をするのかを明確にしたスケジュールを立てて、スピード感を持って取り組む必要があると答弁させていただきました。これまで約一年と半年ではございますが、町職員としてこの方針を忘れず取り組みを進めてきたところでございます。

職員の意識改革という御質問でございましたが、こういった状況の中、一歩ずつではあります、解決に向けてスケジュールを立てて動き出した事業もあります、まだまだ課題が多くスケジュールが立てられない事業も多くあると認識しております。このような事業につきましては、スピード感を持って引き続き取り組みを進めてまいりたいと思っておりますので御理解をお願いしたいと思います。

また、来年は養老改元一三〇〇年祭が開催されます。この百年に一度のイベントに向けては、既にスケジュールが公表されておりますので、職員が一丸となって現在準備を進めております。このイベントの成功に向け、また、一回のイベントで終わることなく、今後の町の活性化につながるような成果が得られるように、

しつかりと準備を進めてまいりたいと思いますので御理解をお願いします。以上です。

○議長（吉田太郎君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） ただいまの水谷議員の質問にお答えさせていただきます。

昨年十月一日から、養老町は新教育委員会制度になって、ちよど一年になるうとしていられるわけで、新教育委員会制度になってどうなのかという御質問だったと思います。

まず、最初にお話しされた独立性については、以前の教育委員会制度と新しい制度について、新しい制度になったから教育委員会の独立性がなくなったということは全くありません。以前と同様、教育委員会は独立して教育の事案に当たっているところです。

昨年度、二回総合教育会議を行いました。メリットと申しますか、それまで教育委員と町長との会合というのはなかったわけですから、町長さんの教育に対する意向、それから逆に教育委員さんの教育に対する考え方を交流することができ、よい機会であったと思っております。

それから責任については、やはり教育委員長と教育長が一本化されたことよって、教育長の責任は重くなつたし、その責任の所在が明確になったことはよかつたんではないかと。責任の重さはあるわけですが、責任の所在が明確になり、しつかりやっつけていかなければならないなというふうに思っています。特にデメリットというところは、今は感じておりません。新しい制度の趣旨を尊重して、首長と連携を図りながら養老町の子供たちのために全力を尽くしていきたいと考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 一三〇〇年祭が非常に大きな町の将来

への先行投資だと、予算も事業も。そういうふうには強調されたわけですが、例えはそろそろ町民運動会の時期ですが、昨年は一三〇〇年関連事業を位置づけるように各地区に要請があり、予算もつきました。しかし、一年前のことは、そういう事業が予算も要請も全くありません。各地域での一番身近なところで一三〇〇年祭事業を位置づけるようなイベントを継続しない、そういうふうな点をどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

それから、県出向の副町長、参事におかれましては、町民から申す、また、職員からも、私自身も、石の上にも三年、そして来年は本祭であると。そういうことを見届けていただかないといけないと思うわけですが、出向の延長という点についてはどうお考えなのか。これはどなたが答えられるのか、答えられないのかわからないわけですが、その声にぜひとも今議会でお答えを願いたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 御質問にお答えしたいと思います。

運動会等に、一三〇〇年祭、昨年は冠をつけてやっていただいたということもございます。私はこういった一三〇〇年をつけた年だけをやるというふうには考えているわけではなくて、ことしも当然やっぱり地域の方々に対しては、一三〇〇年を意識した形で運動会をとり行っていたらいいと思えますし、いつも機を捉えて申し上げているのは、町民運動会、それから公民館祭り等、さまざまな人が集まる場合に、皆さん方ひとつ、この町を出て行かれたお身内であったり、お知り合いの方々にもう一度養老町を見直す形で、運動会、公民館祭り等に御参加をくださいというような事業を立ち上げていただきたいと思いますというようなことを申し上げて

おります。

おっしゃるように、一番身近なところで、地域で行われている事業に一三〇〇年祭を当然に組み込んでいただきたいというふうを考えているところでございます。これから地域の方々には、来年度においてそういった事業をやっていたいただくための御説明等もさせていただくことを計画しているようでございます。以上でございます。

それから、出向の任期でございますが、一応長谷川副町長、任期は四年というふうになっておりますので御理解をいただきたいと思っております。

参事につきましては、でき得るならば継続をしていただきたいと思っておりますが、これは県との話し合いもございますし、この町に何年かどまるのが本人のためにいいのか、それともここにおいてこの町のためになるのがいいのか、これはやはり個人が決定することだというふうに考えております。以上です。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

日程第四、認定第二号から日程第十三、認定第十一号までの十議案については、十人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにししたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、日程第四、認定第二号から日程第十三、認定第十一号までの十議案については、十人の委員で構成する決算特別委員会

を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。
お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会に地方自治法第九十八条第一項の権限を委任することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会に、地方自治法第九十八条第一項の権限を委任することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十四、選任第七号 決算特別

委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第七条第三項の規定により議会において選任することになっており、同条第四項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、決算特別委員会委員には、十三番 水谷久美子君、十二番 青山貞一君、十一番 林輝見君、九番 田中敏弘君、七番 早崎百合子君、五番 三田正敏君、四番 大橋三男君、三番 長澤龍夫君、二番 岩永義仁君、一番 北倉義博君、以上の十人を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員には、ただいまの十人を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開時間は、後でお知らせいたします。

なお、休憩中に決算特別委員会を開催し、正・副委員長の互選

をお願いいたします。委員会は、四階北委員会室においてお願いいたします。

傍聴者の皆さんは、四階大会議室においてお茶の用意をしておりますので御利用ください。

(午前十時三十五分 休憩)

(午前十時五十七分 再開)

○議長(吉田太郎君) 休憩を解き、再開します。

休憩中に決算特別委員会が開催されました。

その結果について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 林輝見君。

○決算特別委員長(林輝見君) 決算特別委員会の報告をいたします。

ただいまの休憩中に、委員出席のもとに決算特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。協議の結果、委員長には、不肖私、林輝見が指名推選により、副委員長には三田正敏委員が指名推選により選出されました。

もとより微力な私ではございますが、委員各位の御協力をいただきながら、平成二十七年一般会計及び各特別会計の決算審査を行いたいと存じます。

なお、審査に当たっては、議会が決定した予算が町民のためにどう施策展開され、町民の立場から一年間に実現された主要施策がどのような意味を持っていたのかを総括し、新年度の予算議会につなげて生かしていきます。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長(吉田太郎君) 決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

○議長(吉田太郎君) それでは、日程第十五、報告第六号 専決

処分(養老町営住宅の管理に関する和解)から日程第十九、報告第十号 専決処分(養老町営住宅の管理に関する訴えの提起)までの計五件を一括上程し、議題とし、報告のみ受けます。

町長より報告を求めます。

大橋町長。

○町長(大橋孝君) ただいま、一括上程を賜りました報告第六号から報告第十号 専決処分の報告について、御説明を申し上げます。

まず初めに、報告第六号 専決処分の報告について(養老町営住宅の管理に関する和解)の説明をさせていただきます。

この和解につきましては、訴えの提起後、相手方より本件住宅の明け渡しを受け、滞納家賃を分割で返済するので和解したいとの申し出があり、平成二十八年七月二十二日に岐阜地方裁判所大垣支部において裁判上の和解が成立したため、専決処分をいたしました。

和解した事項については、別紙専決処分書のとおりになります。

次に、報告第七号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定)の概要の説明をさせていただきます。

この専決処分につきましては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定により、公用車の事故における損害賠償の額の決定について報告するものでございます。

詳細につきましては、後ほど担当課長に補足説明をさせていただきます、よろしくお願いたします。

次に、報告第八号 専決処分の報告について(養老町住宅新築

資金等貸付償還金の返還に関する和解)の説明をさせていただきます。

この和解につきましては、養老町住宅新築資金等貸付償還金の滞納者に対して、訴えの提起後、相手方より分割で返済するので和解したいとの申し出があったため、平成二十八年七月二十六日に大垣簡易裁判所において裁判上の和解が成立いたしましたので、専決処分をいたしました。

和解した事項につきましては、別紙専決処分書のとおりでございます。

次に、報告第九号 専決処分の報告について(養老町営住宅の管理に関する和解)の説明をさせていただきます。

この和解につきましては、訴えの提起後、相手方より分割で滞納金を返済するので和解したいとの申し出があり、平成二十八年七月二十六日に大垣簡易裁判所において裁判上の和解が成立いたしましたので、専決処分をいたしました。

和解した事項につきましては、別紙専決処分書のとおりになります。

次に、報告第十号 専決処分の報告について(養老町営住宅の管理に関する訴えの提起)の説明をさせていただきます。

この訴えにつきましては、町営住宅家賃を滞納している者の中で、住宅明け渡し請求書にて家賃滞納の支払い及び住宅の明け渡しを催促した者のうち、町から催告したが催告に応じない者について、岐阜地方裁判所大垣支部へ建物明渡等請求事件として訴えを提起したものでございます。

町営住宅の明け渡しを求める相手方は、別紙専決処分書のとおり、家賃滞納者相続人三名、不法占拠者一名、滞納総額百七十七万二千二百九十八円になります。

以上で、一括上程を賜りました報告第六号から第十号 専決処分の報告についての説明とさせていただきます。

○議長(吉田太郎君) 前田建設課長、補足説明。

○産業建設部建設課長(前田勝治君) それでは、報告第七号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定)の補足説明をさせていただきます。

事故等の概要は、平成二十八年三月十一日午後零時二十分ごろ、公用車が養老町高田六百三十二番地から北側道路へ進行するため後進したところ、同所へ進入する相手方車両と接触し破損したものです。平成二十八年七月二十六日に示談が成立したため専決処分をいたしました。

詳細は、別紙専決処分書のとおりになります。以上です。

○議長(吉田太郎君) 報告が終わりました。

ただいまの報告は、地方自治法第百八十条第二項の規定による議会への報告でありました。

○議長(吉田太郎君) 次に、日程第二十、承認第七号 専決処分

の承認について(養老町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例)を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長(大橋 孝君) ただいま上程を賜りました承認第七号 専決処分の承認について(養老町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例)の説明をさせていただきます。

まず、平成二十六年四月二十三日に改正され、同年十月一日から施行されました母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う同条例の一部改正につきましては、引用する法令の題名の一部変更及び父

子家庭の父及び児童に係る規定について、改正したものであります。

次に、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が、平成二十八年七月一日に公布され、平成二十八年八月一日から施行されることに伴い、養老町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正したものであり、地方自治法第七十九条第一項の規定により平成二十八年七月二十一日に専決処分をしたものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

失礼いたしました。

最後のほうの段落でございますけれども、地方自治法第七十九条第一項の規定により平成二十八年の七月三十一日に専決処分をしたものでございます。二十一日と申し上げたようでございます。失礼いたしました。訂正させていただきます。

○議長（吉田太郎君） 高橋健康福祉課長、補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、養老町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（第一条関係）についてであります。

平成二十六年四月二十三日に改正され、同年十月一日から施行されました母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、改正されていない部分がありましたので、今回改正したものであります。

第二条第三号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、同条第四号中、福祉医療費助成対象者のうち、父子家庭の父及び児童の読みかえ規定について、改正後の「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「配偶者のない男子」規定が加えられたことにより、読みかえ規定を改正いたしました。

なお、法令改正において法律番号の変更はなく、改正前の法令は改正後の法令に引き継がれ、従前と同様の内容であること、また、父子家庭の父及び児童に係る規定についても、改正前の規定を読みかえたものであり、実務上には支障ないものでございます。次に、養老町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（第二条関係）についてであります。

児童扶養手当法施行令第二条の四の第二項の次に、三項目が追加されることによる項番号の改変があり、引用する条文にずれが生ずることによりまして、「第二条の四第四項」を「第二条の四第七項」に、「第二条の四第五項」を「第二条の四第八項」に改正したものであります。なお、内容につきましては、従前と変更はございません。

同条例の一部改正の施行日につきましては、公布の日から施行し、平成二十六年十月一日から適用し、ただし、第二条の規定は、平成二十八年八月一日から施行したものであります。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり承認されることに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十一、議案第五十五号と日

程第二十二、議案第五十六号の二議案は、逐条上程後、本日は提案理由の説明のみ受けます。

それでは、日程第二十一、議案第五十五号 養老町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十五号

養老町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

電気事業法の一部改正により、養老町法定外公共物管理条例について所要の改正を行うものがございます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田太郎君） 前田建設課長、補足説明。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） それでは、私より補足説明をさせていただきます。

電気事業法の改正に伴い、条例の未改正の部分がありましたので、今回改正するものでございます。

第二十一条第五号中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に改正するものであります。

次に、施行日につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十二、議案第五十六号 養

老町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十六号

養老町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

電気事業法等の一部改正により、養老町道路占用料等徴収条例について所要の改正を行うものがございます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田太郎君） 前田建設課長、補足説明。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） それでは、私より補足説明をさせていただきます。

電気事業法及び道路法施行令の改正に伴い、条例の未改正の部分がありましたので、今回改正するものであります。

まず、電気事業法の改正により、第三条第五号中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第十七号」に改正するものであります。

次に、道路法施行令の改正により、別表中「地下電線その他地下に設ける線類」を「地下に設ける電線その他の線類」に、「令第七条第一号に掲げる物件」を「道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。）第七条第一号に掲げる

物件」に、「令第七条第八号に掲げる施設並びに同条第九号に掲げる施設及び自動車駐車場」を「令第七条第九号に掲げる施設並びに同条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場」に、「令第七条第十号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所」を「令第七条第十三号に掲げる施設」にそれぞれ改正するものであります。次に、施行日については、公布の日から施行するものであります。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十三、同意第三号と日程第二十四、同意第四号の二議案は、逐条上程後、人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、討論を省略して採決を行います。それでは、日程第二十三、同意第三号 教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第三号 教育委員会委員の任命同意について説明をさせていただきます。

町教育委員会の委員の中で、後藤稔治氏の任期が平成二十八年十月七日をもって満了しますが、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第二項の規定により、教育委員会委員に任命したく同意を求めます。

住所は、岐阜県養老郡養老町高田百七十六番地一、氏名、後藤稔治。

なお、任期は、平成二十八年十月八日から平成三十二年十月七

日までの四年間となります。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

この採決は挙手によって行います。

本案を原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十四、同意第四号 教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第四号 教育委員会委員の任命同意について御説明をさせていただきます。

町教育委員会の委員の中で、黒田孝史氏の任期が平成二十八年十月七日をもって満了しますが、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第二項の規定により、教育委員会委員に任命したく同意を求めます。

住所、岐阜県養老郡養老町大巻五百四十九番地、氏名、黒田孝史。

なお、黒田委員の任期は、平成二十八年十月八日から平成三十

年十月七日までの二年間といたします。

本来法的に定められている教育委員の任期は四年でございますが、平成二十六年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の経過措置により、改正法施行の日から四年間の間に、一部の委員を四年より短い任期で任命することにより、各委員がなるべく異なる年に交代するよう調整する必要があるとされており、委員の任期を二年（平成三十年十月）とすることで、四名の委員の任期の満了する年が異なることとなります。

以上で、同意第四号 教育委員会委員の任命同意についての説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

この採決は挙手によって行います。

本案を原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手多数です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十五、議案第五十七号と日

程第二十六、議案第五十八号の二議案は、逐条上程後、本日は提案理由の説明のみ受けます。

それでは、日程第二十五、議案第五十七号 町道路線の認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十七号

町道路線の認定について説明をさせていただきます。

町道路線の認定につきましては、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第八条第二項の規定に基づき、認定を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願います。

○議長（吉田太郎君） 前田建設課長、補足説明。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） それでは、私のほうから補

足説明をさせていただきます。

今回認定する路線は、東海環状自動車道建設工事に伴い、整備された道路一路線について、道路法第八条第二項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

整理番号一の大跡口ケ島二号線でございますが、東海環状自動車道建設工事に伴い、側道として整備された道路を新たに認定するものでございます。

詳細につきましては、議案に添付してあります図面及び資料の最後にある路線調書一覧表を御確認いただきたいと思います。

以上で、議案第五十七号 町道路線の認定についての補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十六、議案第五十八号 町

道路線の変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十八号

町道路線の変更について御説明をさせていただきます。

町道路線の変更については、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第三項の規定に基づき、変更を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、よろしく願います。

○議長（吉田太郎君） 前田建設課長、補足説明。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回変更する路線は、商業施設の出店計画に伴い、用途廃止される道路二路線について、道路法第十条第三項の規定に基づき、議会の議決を求めたものであります。

まず整理番号一の瑞穂五十二号線でございますが、事業計画地内の町道を用途廃止することに伴い、既に認定されている道路区域を変更するため、路線の起点を変更するものです。

続いて、整理番号二の大巻百四十五号線でございますが、こちらの路線も同様の理由で、路線の終点を変更するものです。

詳細につきましては、議案に添付してあります図面及び資料の最後にある路線調書一覧表を御確認いただきたいと思っております。

以上で、町道路線の変更についての説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十七、議案第五十九号 平成二十八年度養老町一般会計補正予算（第三号）から日程第二十九、議案第六十一号 平成二十八年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）までの三議案は、逐条上程後、本日は提案

理由の説明のみ受けます。

それでは、日程第二十七、議案第五十九号 平成二十八年度養老町一般会計補正予算（第三号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五十九号

平成二十八年度養老町一般会計補正予算（第三号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ七千二百六十五万六千円を追加し、予算総額を百九億三千六百三十四万七千円とするものでございます。

主な補正の内容は、（仮称）養北認定こども園開発工事及び倉庫解体工事費、南直江浸水対策として排水施設概略設計等の検討業務委託費、養老改元一三〇〇年プロジェクトを核としたまちの魅力創出事業が、地方創生推進交付金事業として、また、養老駅公衆トイレ設置工事などが岐阜県清流の国ぎふ推進補助事業としてそれぞれ採択されたことに伴う、国・県補助金の計上などを行うものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部署に補足説明をさせていただきますので、よろしく願います。

○議長（吉田太郎君） 田中総務部長、補足説明。

○総務部長兼総務課長（田中知行君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、十一ページの歳出から説明させていただきます。

款二総務費、項一総務管理費、六目企画費では、養老改元一三〇〇年プロジェクトを核としたまちの魅力創出事業が、地方創生推進交付金の対象事業として採択をされましたので、養老改元一

三〇〇年祭イベント事業で、財源更正を行いました。

次に、八ページの歳入について説明させていただきます。

まず、款十三国庫支出金、項二国庫補助金、一目総務費国庫補助金では、地方創生推進交付金として二百五十九千円を新たに計上いたしました。

次に、九ページの款十八繰越金では、財源が不足する額一千九百二十四万九千円を増額いたしました。

次に、五ページの第二表 地方債補正では、認定こども園整備事業費の増加に伴い、認定こども園整備事業債の限度額を二千八百十万円増額し、補正後の限度額を四千六百二十万円、養老駅公衆トイレ整備事業債については、県補助金として採択されましたので限度額を五百七十万円減額し、補正後の限度額を三百三十万円とするものでございます。

以上で、総務部関係の補正説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 野村住民福祉部長、補正説明。

○住民福祉部長（野村博治君） それでは、私からは住民福祉部関係の補正説明をさせていただきます。

まず、十一ページをお開きください。

十一ページの款三民生費、項一社会福祉費、目三福祉医療費では、平成二十七年福祉医療事務事業が確定しましたので、県の補助金の精算に伴う返還金七百九十三万八千円を増額いたしました。

次に、項二児童福祉費、目一児童福祉総務費の子ども・子育て支援事業のうち、地域子育て支援拠点事業では、国の子ども・子育て支援交付金交付要綱の改正に伴い、地域子育て支援拠点事業の運営費が増額となったため、委託料三十五万円を増額いたしました。

続きまして二行目でございますが、説明欄の二行目、認定子ども園整備事業では、笠郷幼稚園の園舎を認定こども園に改修するため、詳細設計委託料として三百十五万五千円を、また（仮称）養北認定こども園開発工事及び倉庫解体工事の工事請負費として四千六百七十千円を計上いたしました。また、（仮称）養北認定こども園・ことばの教室実施設計委託業務と、（仮称）養北認定こども園建設予定地第二期の造成工事の入札差金を減額しましたので、差引合計では、委託料として二百四十一万五千円、工事請負費として四千六十四万七千円の合計四千三百六十二千円を増額いたしました。

また、私立保育園等整備事業では、下笠保育園が平成二十九年から五歳児を受け入れることに伴い、園舎の増改築改修工事に対する補助金として百八十八千円を計上いたしました。

次に、目二児童措置費の私立保育所運営事業では、平成二十七年の事業費が確定しましたので、国・県負担金の返還金として二十七万三千円を計上いたしました。

また、十二ページの款四衛生費、項一保健衛生費、目一保健衛生総務費では、平成二十七年母子保健事業が確定しましたので、養育医療費国庫負担金及び県負担金の精算に伴う返還金十五万八千円を増額いたしました。

次に八ページをお開きください。
歳入について御説明申し上げます。

地域子育て支援拠点事業の運営費の増額に対する地域子ども・子育て支援事業補助金、款十三国庫支出金、項二国庫補助金、目二民生費国庫補助金と、九ページの款十四の県支出金、項二県補助金、目二民生費県補助金で児童福祉費補助金として、それぞれ十一万六千円を増額いたしました。

また、十ページの款二十でございますが、款二十町債、項一町債、目一民生債、児童福祉債では、(仮称)養北認定こども園開発工事及び倉庫解体工事の財源として、認定こども園整備事業債二千九百三十万円を計上しましたが、(仮称)養北認定こども園・ことばの教室実施設計業務委託料及び第二期造成工事請負費の額の確定に伴い百二十万円を減額しましたので、差引合計二百八十万円を増額いたしました。

以上で、住民福祉部の関係の補足説明とさせていただきます。

○議長(吉田太郎君) 佐藤産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長(佐藤嘉但君) それでは、私から産業建設部に関する補正予算の補足説明を申し上げます。

最初に、歳出の説明からさせていただきます。

まず十一ページでございますが、款二総務費、項一総務管理費、六目企画費では、一行目の養老鉄道活性化事業で養老駅公衆トイレ設置工事費及び実施設計業務に係る事業に対しまして、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金における養老駅周辺整備事業として採択を受けましたので、地方債を含め財源更正を行いました。なお、財源更正の内訳につきましては、後ほど歳入の説明で申し上げます。

次に、十二ページの款六農林水産業費、項一農業費、三目農業振興費では、説明欄の一行目の元気な農業産地構造改革支援事業におきまして、農業団体の施設整備補助金として五十三万円を、また説明欄二行目の青年就農給付金事業費では、認定農業者の新規就農に伴い、経営安定及び就農定着を目的とした補助金百五十万円を、それぞれの申請に基づき合計二百三万円を増額補正いたしました。

項二林業費、二目林業振興費の有害鳥獣駆除事業費につきまし

ては、有害鳥獣捕獲員の技術向上及び人材確保のために、教習射撃場の利用負担金として三十万円を計上し、また獣害侵入防護柵設置工事に対する補助金については、交付対象地区におけます設置距離等の変更によりまして、実績見込み額が当初予算額を上回りましたので二十四万四千円を増額し、合計五十四万四千円を増額補正いたしました。

次に、十三ページの款七商工費、項一商工費、二目商工業振興費では、特産品ブランド認証事業に対しまして、養老改元一三〇〇年プロジェクトを核としたまちの魅力創出事業が、地方創生推進交付金の対象事業として採択されましたので、百万円を財源更正いたしました。

三目観光費のふるさと養老観光宣伝費につきましても、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金における市町村振興事業の対象として採択されましたので、五十七万円を財源更正いたしました。

次に、款八土木費、項三河川費、二目悪水路維持費では、南直江地区浸水対策に伴う、排水施設概略設計等の検討業務委託料として九百五十一万四千円を新たに計上させていただきます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

八ページでございますが、款十三国庫支出金、項二国庫補助金、一、目総務費国庫補助金の節総務管理費補助金の地方創生推進交付金につきましては、歳出でも御説明申し上げましたが、商工費の特産品ブランド認証事業の財源に充てるため、補正額のうち百万円を財源として計上させていただきました。

続きまして、九ページでございますが、款十四県支出金、項二、目県補助金、一、目総務費県補助金の節総務管理費補助金では、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金に係る養老駅周辺整備事業として内示がありましたので、公衆トイレ設置工事及び実施設計業務に係る

経費に充当するため五百八十万円を計上いたしました。

四目農林水産業費県補助金の節、区分一農業費補助金では、元気な農業産地構造改革支援事業補助金において五十三万円を、青年就農給付金事業費補助金において百五十万円を、それぞれ実績見込み額により合計二百三万円を増額補正いたしました。

区分二の林業費補助金では、鳥獣防護柵設置に対する補助金として、補助対象事業の変更並びに実績見込み額により、鳥獣被害防止総合対策整備事業補助金百三十四万四千円を減額し、野生獣被害集落緊急支援事業費補助金については新たに百五十八万七千円を計上し、相殺した金額として二十四万三千円を補正させていただきます。

五目商工費県補助金の節観光費補助金では、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金に係る市町村振興事業として交付決定をいただきましたので、ふるさと養老観光宣伝費の財源として五十七万円を計上いたしました。

最後になりますが、十ページの款二十町債、項一町債、七目総務債の節総務管理債では、養老駅公衆トイレ設置事業債について、同事業に対する新たな財源として、先ほど御説明申し上げましたが、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金の財源としての内示がありましたので、起債基準に基づきまして五百七十万円を減額補正いたしました。

以上で、産業建設部に関する補正予算の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 佐藤教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局局長兼教育総務課長（佐藤昌子君） 教育委員会

関係の補足説明をさせていただきます。

十三ページの歳出でございますが款十教育費、項一教育総務費、

二目事務局費、その他諸負担金において、当初予算で施設型給付費私立幼稚園負担金二十九万円を計上していましたが、四月以降に、養老町に住民票のある園児が、町外の私立認定こども園へ二名入園することが判明し一号認定をいたしましたので、子ども・子育て支援新制度により、施設型給付として公費負担額を通園する各施設に対して直接払いすることとなりました。その費用は、二名で百七万八千円となります。この費用について、項四幼稚園費、一目幼稚園管理費に新たに事業として施設型給付費負担金事業を起すことにより事務局費の二十九万円を減額するものでございます。

次のページ、項二小学校費、一目学校管理費、小学校校舎等施設整備事業では、当初予算で計上してございました概算設計と実施設計における誤差が生じたことや、緊急に行わなければならない工事が発生したため、その不足額二百七十七万六千円を増額いたしました。

項四幼稚園費、一目幼稚園管理費、幼稚園施設整備事業におきましても、同様の理由により不足額七十七万八千円を工事請負費として増額いたしました。同じく、幼稚園管理費に新たに施設型給付費負担金事業を設け、海津市の二つの私立認定こども園へ支払う負担額として百七万八千円を計上いたしました。

続きまして、項五社会教育費、二目社会教育総務費では、上多度公民館建設事業費として、用地取得に伴う立木補償費百九十三万五千円を増額いたしました。

また、三目公民館費では、池辺公民館講義室の空調機器更新工事に要する七十万二千円を増額いたしました。

項六保健体育費、一目保健体育総務費では、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金の交付決定を受けましたので、決定額三十四万円に

ついで、財源更正をいたしました。

次に歳入について、説明をさせていただきます。八ページでございます。

款十三国庫支出金、項一国庫負担金、三目として教育費国庫負担金を設け、施設型給付費の全国統一費用部分の国庫負担対象額の二分の一、三十九万円を計上いたしました。

款十四県支出金、項一県負担金では、四目として教育費県負担金を設け、全国統一費用部分の県負担対象額の四分の一、十九万五千元を計上いたしました。

また、九ページ、項二県補助金、七目教育費県補助金でございますが、三節保健体育費補助金に岐阜県清流の国ぎふ推進補助金三十四万円を計上し、五節として幼稚園費補助金を新たに起こし、施設型給付費の地方単独費用部分（岐阜県施設型給付費等補助金）として、県補助対象額の二分の一、十四万八千元を計上いたしました。

以上で、教育委員会の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十八、議案第六十号 平成二十八年年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十号 平成二十八年年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ百五万九千元を追加し、予算

総額を四十三億一千三百五十五万九千元とするものでございます。今回の補正につきましては、国民健康保険者標準事務処理システムの構築に伴うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、よろしく願います。

○議長（吉田太郎君） 高木住民人権課長、補足説明。

○住民福祉部住民人権課長（高木 勉君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、七ページの歳出について御説明申し上げます。

総務費の総務管理費、目一一般管理費では、国民健康保険事業が平成三十年度に広域化されることに伴い、国民健康保険事業納付金等算定標準システム連携に向けた自庁システム改修を行うため、百五万九千元を増額いたしました。

次に、六ページの歳入について御説明申し上げます。

システム改修に伴い、国庫支出金の国庫補助金、目二国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金では、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金として百五万八千元を計上いたしました。

次に、繰越金の繰越金、目二その他繰越金で、財源調整として千円を充当するものでございます。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十九、議案第六十一号 平成二十八年年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十一号

平成二十八年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ千五百五十二万四千円を追加し、予算総額を二十七億四千二百五十二万四千円とするものでございます。

補正する主な内容は、介護ロボット導入促進事業費補助金及び平成二十七年分国庫支出金・県支出金・支払基金交付金の精算に伴う返還金として必要額を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 高橋健康福祉課長、補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから平成二十八年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

最初に、七ページの歳出について御説明を申し上げます。

総務費の特別対策事業費、目三介護ロボット導入促進事業費では、介護従事者の負担軽減につながる介護ロボット導入促進事業費の補助金として、新たに百六十一万七千円を計上いたしました。諸支出金の償還金及び還付加算金、目二償還金では、平成二十七年分国庫支出金・県支出金・支払基金交付金の精算に伴う返還金千三百九十七万七千円を増額いたしました。

次に、六ページの歳入につきまして説明させていただきます。

国庫支出金の国庫補助金、目四地域介護・福祉空間整備推進交付金では、介護ロボット導入促進事業費補助金として、新たに百六十一万七千円を計上いたしました。

財源調整として、繰越金で千三百九十七万七千円を充当するもの

であります。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） これをもちまして、本日の議会日程にあり

ます議案の提案説明等は全て終了しました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、あす九月九日から九月十九日までの十一日間を休会にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、あす九月九日から九月十九日までの十一日間は休会とすることに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

本日は、これをもちまして散会いたします。

なお、議会二日目は九月二十日火曜日午前九時三十分より会議を開きます。本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午前十一時五十八分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十八年九月八日

議長 吉田 太郎

議員 水谷 久美子

議員 北倉 義博